



発行  
東京都

目次

50

公 告

○住民監査請求に係る監査結果の公表……………  
……………（東京都監査委員）… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果（令和5年5月1日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

令和5年6月2日

東京都監査委員 伊 藤 ゆ う  
東京都監査委員 伊 藤 こういち  
東京都監査委員 伊 藤 之 雄  
東京都監査委員 茂 垣 喜 美 枝  
東京都監査委員 岩 田 正 一 郎  
東京都監査委員 松 本 正 一 郎

第 1 請求の受付

1 請求人  
（略）

2 請求の提出  
令和5年3月6日

3 請求の内容

（法人名・氏名を除き以下原文のまま）

（1）主張事実  
（令和5年3月6日收受分）

ア 事案の概要

本件は、東京都（以下「都」という。）が法人A、法人B、法人C及び法人D（以下、それぞれ、「法人A」、「法人B」、「法人C」及び「法人D」といい、これら4団体を「本件4団体」と総称する。）と締結した若年女性の支援に関する事業の委託契約について、契約の締結及びこれに基づく委託料の概算払が違法又は不当であることから、都の住民である請求人が、都の監査委員（以下、単に「監査委員」という。）に対し、地方自治法（以下「法」という。）242条1項に基づき、本件4団体に対する委託料の返還請求等の必要な措置を取ることを求める事案である。

イ 東京都若年被害女性等支援事業

（ア）概要

都は、令和3年度から、「様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めた事業を実施することにより、若年女性の自立の推進に資すること」を目的として、東京都若年被害女性等支援事業（以下「支援事業」という。）を行っている（東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（令和3年2月22日2福保子育第2938号。以下「本件要綱」という。証拠書面2））。

（イ）支援事業の内容

支援事業は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、都が本事業の対象とすることを認め

た者（以下「若年被害女性等」という。）を対象者として、以下の(1)から(4)までの事業を行う（本件要綱4項）。

(1) アウトリーチ支援  
困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の支援を実施する。

(2) 関係機関連携会議の設置

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置する。

(3) 居場所の提供に関する支援

若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施する。

(4) 自立支援

居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき自立に向けた支援を実施する。

(ウ) 支援事業の民間団体への委託

都は、支援事業のうち(1)アウトリーチ支援、(3)居場所の提供に関する支援及び(4)自立支援の事業を民間団体に委託して行うこととし、委託先の民間団体は、別途公募によって選定するものとしている（本件要綱2項、8項、東京都若年被害女性等支援事業実施要領（令和3年2月22日「福保子育第2979号」（以下「本件要領」という。証拠書面3）2項、3項）。

ウ 令和3年度支援事業に関する事実経過

(ア) 支援事業の委託に関する事項の決定

都福祉保健局少子社会対策部長（以下、単に「少子社会対策部長」という。）

は、令和3年2月26日、本件要綱2項及び8項に基づき、令和3年度支援事業の委託について、以下の事項を決定した（02福保子育第2958号）。

i 委託内容

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書（以下「令和3年度仕様書」という。）のとおり

ii 委託契約方法

企画提案方式による「公法上の契約」とし、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託企画提案募集要領により実施する。

iii 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

iv 委託事業者の選定

選定委員会を開催し、選定委員による審査を行い、評価の高い4団体を選定する。

v 日程（予定）

(i) 参加者の公募期間

令和3年2月26日から同年3月4日まで

(ii) 企画提案書の提出期限

令和3年3月18日

(iii) 選定委員会の開催

令和3年3月22日から同月26日までの1日

vi 委託金額

1団体につき2670万円（提示額、税込）、合計1億0680万円

(イ) 委託契約を「公法上の契約」として締結することについて

i 上記のとおり、少子社会対策部長は、令和3年度の支援事業の委託契約を「公法上の契約」として締結することを決定した。

「契約を「公法上の契約」として締結する」この意味は必ずしも明らかではないが、随意契約の締結の要件（地方自治法（以下「法」という。）234条2項、地方自治法施行令（以下「令」という。）167条の2第1項）の充足の有無を検討することなく、選定された委託事業者との間で委託契約を締結する旨等を決定していることからすると、「公法上の契約」とは、「契約に関する法の規定の適用を受けない契約」を指すものと考えられる。

ii 少子社会対策部長は、①「契約事務の手引き」において「公法上の契約」は「個別法令、要綱、通知等に根拠を有する契約」であるとされていること、②令和3年度の支援事業の委託契約は本件要綱及び制定予定の国の要綱（令和3年4月28日子発0428第2号。以下「国要綱」という。証拠書面4）に基づくものであることから、同委託契約を「公法上の契約」として締結することを決定したものと考えられる。

しかし、令和3年度の支援事業の委託契約が上記各要綱に基づくとしても、「公法上の契約」として、契約に関する法の規定の適用を受けないなどということはない。

<p>(ウ) 委託事業者及び委託契約の締結に関する事項の決定</p> <p>i 令和3年3月23日、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会が開催され、公募に応募した団体のプレゼンテーションの採点がされた。</p> <p>少子社会対策部長は、令和3年3月25日、上記審査の結果、評価の高い上位4団体である本件4団体を令和3年度の支援事業の委託事業者に選定することを決定した。</p> <p>ii 少子社会対策部長は、令和3年3月31日、令和3年度の支援事業の委託契約を、以下のとおり締結することを決定した（2福保子育第3528号）。</p> <p>(i) 委託内容</p> <p>本件要綱4項(1)(ア)トリーチ支援)、(3)(居場所の提供に関する支援)及び(4)（自立支援の事業）の事業</p> <p>(ii) 委託先</p> <p>本件4団体</p> <p>(iii) 委託期間</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>(iv) 委託方法</p> <p>上記委託先の各事業者と個別に「令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託契約書（案）」（令和3年度仕様書を含む。）により委託契約を締結する。</p> <p>(v) 委託金額</p> <p>1事業者（1契約）当たり2600万円、合計1億0400万円</p> <p>(エ) 委託料の支払及び精算の方法</p> <p>令和3年度仕様書では、委託経費について、以下のよう定められていた（6項）。</p> <p>i 委託料</p> <p>(i) 上限額</p> <p>2600万円を上限とし、事業実績に依りて支出する。</p> <p>(ii) 支出対象費目</p> <p>本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役</p>	<p>務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費その他緊急に必要とする経費</p> <p>ii 支払方法</p> <p>年1回概算払により支払うこととし、事業終了後15日以内に都が定める様式により精算書を都に提出し、精算を行うこととする。</p> <p>(オ) 本件4団体との委託契約</p> <p>i 法人Aとの委託契約</p> <p>(i) 都は、令和3年4月1日付けで、法人Aとの間で、令和3年度の支援事業の委託契約を、契約金額を2600万円として締結した。</p> <p>(ii) 法人Aは、令和3年4月1日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業に関する事業計画書を提出した。</p> <p>法人Aは、この事業計画書において、事業所要額を2600万円としていた。</p> <p>(iii) 法人Aは、令和3年7月29日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業の委託に係る委託料として、2600万円を請求した。</p> <p>(iv) 都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長（以下、単に「育成支援課長」という。）は、令和3年8月3日、法人Aに上記委託料2600万円を概算払することを決定した（3福保子育第1318号）。</p> <p>同月4日、支払予定年月日を同月18日としてこの概算払に係る支出命令がされ、同日頃、この概算払がされた。</p> <p>(v) 法人Aは、令和4年3月31日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業の委託に係る概算受領額及び精算額を2600万円とし差引額を0円とする精算書を提出した。</p> <p>(vi) 育成支援課長は、令和4年5月10日、都と法人Aとの間の令和3年度の支援事業の委託契約につき、既交付額及び精算額を2600万円とし差引額を0円とする精算をした（4福保子育第419号）。</p> <p>ii 法人Bとの委託契約等</p> <p>(i) 都は、令和3年4月1日付けで、法人Bとの間で、令和3年度の支援事業の委託契約を、契約金額を2600万円として締結した。</p> <p>(ii) 法人Bは、令和3年4月1日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業に関する事業計画書を提出した。</p> <p>法人Bは、この事業計画書において、事業所要額を2600万円</p>
--	---

としていた。

(iii) 法人Bは、令和3年7月2日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業の委託に係る委託料として、2600万円を請求した。

(iv) 育成支援課長は、令和3年7月8日、法人Bに上記委託料2600万円を概算払することを決定した(3福保子育第1109号)。

同月15日、支払予定年月日を同月29日としてこの概算払に係る支出命令がされ、同日頃、この概算払がされた。

(v) 法人Bは、令和4年3月31日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業の委託に係る概算受領額及び精算額を2600万円とし差引額を0円とする精算書を提出した。

(vi) 育成支援課長は、令和4年5月10日、都と法人Bとの間の令和3年度の支援事業の委託契約につき、既交付額及び精算額を2600万円とし差引額を0円とする精算をした(4福保子育第419号)。

iii 法人Cとの委託契約等

(i) 都は、令和3年4月1日付けで、法人Cとの間で、令和3年度の支援事業の委託契約を、契約金額を2600万円として締結した。

(ii) 法人Cは、令和3年4月1日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業に関する事業計画書を提出した。

法人Cは、この事業計画書において、事業所要額を2600万円としていた。

(iii) 法人Cは、令和3年7月12日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業の委託に係る委託料として、2600万円を請求した。

(iv) 育成支援課長は、令和3年7月16日、法人Cに上記委託料2600万円を概算払することを決定した(3福保子育第1182号)。

同年8月2日、支払予定年月日を同月16日としてこの概算払に係る支出命令がされ、同日頃、この概算払がされた。

(v) 法人Cは、令和4年3月31日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業の委託に係る概算受領額及び精算額を2600万円とし差引額を0円とする精算書を提出した。

(vi) 育成支援課長は、令和4年5月10日、都と法人Cとの間の令和3年度の支援事業の委託契約につき、既交付額及び精算額を2600万円とし差引額を0円とする精算をした(4福保子育第419号)。

iv 法人Dとの委託契約等

(i) 都は、令和3年4月1日付けで、法人Dとの間で、令和3年度の支援事業の委託契約を、契約金額を2600万円として締結した。

(ii) 法人Dは、令和3年4月1日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業に関する事業計画書を提出した。

法人Dは、この事業計画書において、事業所要額を2600万円としていた。

(iii) 法人Dは、令和3年10月29日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業の委託に係る委託料として、2600万円を請求した。

(iv) 育成支援課長は、令和3年11月24日、法人Dに上記委託料2600万円を概算払することを決定した(3福保子育第2277号)。

同月25日、支払予定年月日を同年12月13日としてこの概算払に係る支出命令がされ、同日頃、この概算払がされた。

(v) 法人Dは、令和4年3月31日付けで、都に対し、令和3年度の支援事業の委託に係る概算受領額及び精算額を2600万円とし差引額を0円とする精算書を提出した。

(vi) 育成支援課長は、令和4年5月10日、都と法人Dとの間の令和3年度の支援事業の委託契約につき、既交付額及び精算額を2600万円とし差引額を0円とする精算をした(4福保子育第419号)。

(カ) 履行状況及び委託先としての適格性の評価

令和4年2月中旬、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会が書面により開催され、都が本件4団体に委託した令和3年度の支援事業の履行状況及び委託先としての適格性の評価がされた(3福保子育第3028号。証拠書面5)。

少子社会対策部長、育成支援課長等から成る上記委員会は、上記評価の結果、本件4団体は、いずれも、支援事業の受託団体として適格と認められた(3福保子育第3648号。証拠書面6)。

エ 令和4年度支援事業に関する事実経過

(ア) 委託事業者及び委託契約の締結に関する事項の決定

i 少子社会対策部長は、令和4年3月29日、令和4年度の支援事業

の委託契約を、以下のとおり締結することを決定した(3福保子育第3648号。証拠書面6)。

① 委託内容

本件要綱4項(1)(アウトリーチ支援)、(3)(居場所の提供に関する支援)及び(4)(自立支援の事業)に定める業務

② 委託先

本件4団体

③ 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

④ 委託方法

上記委託先の各事業者と個別に「令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託契約書(案)」(令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書(以下「令和4年度仕様書」という。)を含む。)により委託契約を締結する。

⑤ 委託金額

1 事業者 (1契約) 当たり 4 5 5 7 万 8 0 0 0 円 (合計 1 億 8 2 3 1 万 2 0 0 0 円) を 上 限 と し、 事 業 実 績 に 応 じ て 支 出 す る。

ii 少子社会対策部長は、上記決定をするに当たり、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会(3福保子育第3028号。証拠書面5)において本件4団体が支援事業の受託団体として適格と判断されたことから、令和4年度の支援事業の委託契約について、本件4団体と締結することとした。

iii また、少子社会対策部長は、上記決定をするに当たり、令和4年度の支援事業の委託契約を、「公法上の契約に類した契約」として締結することとした。

(イ) 委託契約を「公法上の契約に類した契約」として締結することについて

i 上記のとおり、少子社会対策部長は、令和4年度の支援事業の委託契約を「公法上の契約に類した契約」として締結することを決定した。

「契約を「公法上の契約に類した契約」として締結する」ことの意味は必ずしも明らかではないが、随意契約の締結の要件(法23

4条2項、令167条の2第1項)の充足の有無を検討することなく、前年度の契約の相手方と同じ本件4団体との間で委託契約を締結する旨等を決定していること等からすると、「公法上の契約に類した契約」とは、「契約に関する法の規定の適用を受けない契約」を指すものと考えられる。

ii 少子社会対策部長は、若年被害女性等支援事業に関する国要綱(証拠書面4)2項に、都道府県等の実施主体は事業の一部を団体に委託等することができる旨定められていることから、令和4年度の支援事業の委託契約を「公法上の契約に類した契約」として締結することを決定したものと考えられる。

しかし、国要綱に上記のように定められていたとしても、令和4年度の支援事業の委託契約が、「公法上の契約に類した契約」として、契約に関する法の規定の適用を受けないなどということはない。

(ウ) 委託先の民間団体を公募によって選定していないこと

i 都は、支援事業のうち(1)アウトリーチ支援、(3)居場所の提供に関する支援及び(4)自立支援の事業を民間団体に委託して行うこととし、委託先の民間団体は、別途公募によって選定するものとして(本件要綱(証拠書面2)2項、8項、本件要領(証拠書面3)2項、3項)。

ii しかし、少子社会対策部長は、上記のとおり、令和3年度の契約の相手方と同じ本件4団体に令和4年度の支援事業の委託をしており、委託先の民間団体を公募によって選定していない。

(エ) 委託料の支払及び精算の方法

令和4年度仕様書では、委託経費について、以下のように定められていた(6項)。

i 委託料

(i) 上限額

4 5 5 7 万 8 0 0 0 円 を 上 限 と し、 事 業 実 績 に 応 じ て 支 出 す る。

(ii) 支出対象費目

本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、

食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費その他緊急に必要とする経費

ii 支払方法

年1回概算払により支払うこととし、事業終了後15日以内に都が定める様式により精算書を都に提出し、精算を行うこととする。

(オ) 本件4団体との委託契約

i 法人Aとの委託契約

(i) 都は、令和4年4月1日付けで、法人Aとの間で、令和4年度の支援事業の委託契約を、契約金額を4557万8000円として締結した（証拠書面8）。

(ii) 法人Aは、令和4年4月1日付けで、都に対し、令和4年度の支援事業に関する事業計画書を提出した。

法人Aは、この事業計画書において、事業所要額を4797万8000円としていた。

(iii) 法人Aは、令和4年8月3日付けで、都に対し、令和4年度の支援事業の委託に係る委託料として、4557万8000円を請求した。

(iv) 育成支援課長は、令和4年8月9日、法人Aに上記委託料4557万8000円を概算払することを決定した（4福保子育第1393号。証拠書面9）。

同月17日、支払予定年月日を同月26日としてこの概算払に係る支出命令がされ（証拠書面10）、同日頃、この概算払がされた。

ii 法人Bとの委託契約等

(i) 都は、令和4年4月1日付けで、法人Bとの間で、令和4年度の支援事業の委託契約を、契約金額を4557万8000円として締結した（証拠書面12）。

(ii) 法人Bは、令和4年4月1日付けで、都に対し、令和4年度の支援事業に関する事業計画書を提出した。

法人Bは、この事業計画書において、事業所要額を4557万8000円としていた。

(iii) 法人Bは、令和4年8月3日付けで、都に対し、令和4年度の支援事業の委託に係る委託料として、4557万8000円を請求した。

(iv) 育成支援課長は、令和4年8月9日、法人Bに上記委託料4557万8000円を概算払することを決定した（4福保子育第1394号。証拠書面13）。

同月17日、支払予定年月日を同月26日としてこの概算払に係る支出命令がされ（証拠書面14）、同日頃、この概算払がされた。

iii 法人Cとの委託契約等

(i) 都は、令和4年4月1日付けで、法人Cとの間で、令和4年度の支援事業の委託契約を、契約金額を4557万8000円として締結した（証拠書面16）。

(ii) 法人Cは、令和4年4月1日付けで、都に対し、令和4年度の支援事業に関する事業計画書を提出した。

法人Cは、この事業計画書において、事業所要額を46000円としていた。

(iii) 法人Cは、令和4年8月2日付けで、都に対し、令和4年度の支援事業の委託に係る委託料として、4557万8000円を請求した。

(iv) 育成支援課長は、令和4年8月9日、法人Cに上記委託料4557万8000円を概算払することを決定した（4福保子育第1391号。証拠書面17）。

同月17日、支払予定年月日を同月26日としてこの概算払に係る支出命令がされ（証拠書面18）、同日頃、この概算払がされた。

iv 法人Dとの委託契約等

(i) 都は、令和4年4月1日付けで、法人Dとの間で、令和4年度の支援事業の委託契約を、契約金額を4557万8000円として締結した（証拠書面20）。

(ii) 法人Dは、令和4年4月1日付けで、都に対し、令和4年度の支援事業に関する事業計画書を提出した。

法人Dは、この事業計画書において、事業所要額を4557万8000円としていた。

(iii) 法人Dは、令和4年8月30日付けで、都に対し、令和4年度の支援事業の委託に係る委託料として、4557万8000円を請求した。

(iv) 育成支援課長は、令和4年9月2日、法人Dに上記委託料4557万8000円を概算払することを決定した(4福保子育第1626号。証拠書面21)。

同日、支払予定日を同月14日としてこの概算払に係る支出命令がされ(証拠書面22)、同日頃、この概算払がされた。

才 違法又は不当な財務会計行為

(ア) 概要

都と本件4団体との間の令和4年度の支援事業の委託契約(以下「本件各委託契約」と総称する。)につき、都が、①随意契約により本件4団体と締結したこと、②本件4団体への委託料各4557万8000円(計1億8231万2000円)の概算払をしたことは、違法又は不当である。

(イ) 本件各委託契約を随意契約により締結したことが違法又は不当であること

i 法の定める要件の充足の有無を検討することなく、随意契約により本件各委託契約を締結したことについて

(i) 少子社会対策部長は、本件4団体が令和3年度の支援事業の委託を受け、受託団体として適格と判断されたことから、本件各委託契約についても、本件4団体と締結したものである(証拠書面6)。

上記本件各委託契約の締結は、随意契約によったものである。

(ii) 請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされ(法234条1項)、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる(同条2項。令167条の2第1項は、随意契約によることができる場合として、同項1号から9号までの場合を掲げている。)

(iii) しかるところ、少子社会対策部長は、本件各委託契約を本件4団体と締結するに当たり、随意契約により契約を締結する前提となる令167条の2第1項の要件の充足の確認をした形跡がないほか、随意契約により契約を締結する場合に行うべきとされる予定価格の決定(東京都契約事務規則33条)及び見積書の徴取(同規則34条)を行っていない。

また、少子社会対策部長は、本件各委託契約を本件4団体と締結することを決定するに当たり、「公法上の契約に類した契約」として締結することにより、法234条2項の制限を受けずに随意契約により同契約を締結することができると考えていたことがうかがわれる(証拠書面6)。

(なお、本件各委託契約につき、「公法上の契約に類した契約」として締結したとしても、法234条2項の制限を受けずに随意契約により締結することなどできないことは、いうまでもない。)

(iv) そうすると、少子社会対策部長は、本来ならば行うべきであった令167条の2第1項の要件の充足の確認をする必要がないとの前提の下、同項の要件の充足の有無を検討することなく、随意契約により、本件各委託契約を本件4団体と締結したものと見ざるを得ない。

上記のように法234条2項の規定を無視して委託契約を締結することは、同項に違反して契約を締結することとなるおそれを有するものであり、法2条16項前段、232条の3、234条2項又はこれらの規定の趣旨に反し、違法であるか、少なくとも不当である。

なお、このことは、上記委託契約の締結が、結果として、令167条の2第1項の要件を満たすか否かによらない。

ii 法の規定に違反して、随意契約により本件各委託契約を締結したことについて

(i) 少子社会対策部長は、支援事業に係る本件各委託契約については、契約の「性質又は目的が競争入札に適しない」(令167条の2第1項2号)として、随意契約により締結することができたと主張することが考えられる。

(ii) この点につき、困難を抱えた若年女性の自立の推進に資することを目的とする支援事業の委託契約については、同事業の特殊性、専門性等から、相応の資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定する必要があり、原則的な一般競争入札により不特定多数の者の参加を求め、申込価格の多寡のみによって相手方を決することが必ずしも適当でないことは、請求人も否定するものではない。

しかしながら、令和4年4月頃当時、都が支援事業を委託するに足りる信用等を有する団体が本件4団体に限られていたとは考え難く、そのような団体の中には、必ずしも委託金額の上限(4557万8000円)と同額の経費を要することなく、支援事業を適切に実施することのできる団体も存在したものと考えられる。

また、支援事業の委託契約の相手方の選定に上記のような事情があったとしても、令167条の10の適用、総合評価一般競争入札(例167条の10の2)又は指名競争入札(総合評価指名競争入札を含む。)によること等により、支援事業を委託するに足りる信用のない者、不誠実な者を排除することは可能であったと考えられ(上記のとおり、少子社会対策部長は、このような可能性を検討してすらいなかったものと見ざるを得ない)、新規事業者の参入を阻んでまで、随意契約により本件各委託契約を締結する必要があったとは考え難い。

(iii) 本件4団体は、いずれも、本件各委託契約において委託料の上限額である4557万8000円を都に請求しているところ、本件4団体が令和3年度に受託した支援事業を各2600万円程度の経費で実施したとされていることからすると、令和4年度の支援事業を同程度の経費で適切に実施することができる団体は、本件4団体以外に存在したものと考えられる。

本件4団体が令和3年度の支援事業の受託に關し受託団体として適格と判断されていたことを考慮しても、1団体当たり1957万8000円(=4557万8000円-2600万円)もの委託料を過剰に支払ってまで、本件4団体への支援事業の委託を継続すべき理由があったとは到底考えられず、本件各委託契約を

本件4団体と締結したことは、都の利益の増進につながると合理的に判断されるものではない。

したがって、本件各委託契約の本件4団体との締結は、契約担当者の合理的な裁量判断に基づくものではない。

(iv) 以上によると、都は、令167条の2第1項2号の場合に当たらないにもかかわらず、本件各委託契約を随意契約により本件4団体と締結したものであり、これは、法234条2項に違反する。

iii 都自身の定めた本件要領に違反して、随意契約により本件各委託契約を締結したことについて

本件要綱(証拠書面2)8項に基づき定められた本件要領(証拠書面3)3項では、都が本件要綱2項に基づき支援事業の一部を委託する民間団体は「別途公募によって選定する」旨定めている。

しかるところ、都は、令和4年度の支援事業の委託先を公募によらず、前年度の委託実績のみにより選定しており、本件要領の上記規定への違反がある。

このことは、違法であるか(法138条の2参照)、少なくとも不当である。

(ウ) 委託料の概算払をしたことが違法又は不当であること

i 無効な本件各委託契約に基づき委託料の概算払をしたことについて

(i) 上記のとおり、本件各委託契約は、法234条2項の規定に違反して随意契約により本件4団体と締結されている。

これらの委託契約は、本件4団体の請求を受けて委託料の上限額である4557万8000円を概算払することを前提とし、実際にこの概算払が行われていること等から明らかなとおり、都の契約担当者である職員Xが本件4団体と癒着し、本件4団体に不当な利益を与えるために締結したものである。

上記のような委託契約を随意契約により締結することが許されないことは、相手方である本件4団体の側でも十分に認識していたはずであり、このような契約は無効としなければ、随意契約の締結に制限を加える法234条2項及び令167条の2第1項の



規定の趣旨を没却する結果となる。

したがって、本件各委託契約は無効であり、都は、同契約に基づき本件4団体に委託料を支払う債務を負わない(最高裁判所昭和62年5月19日判決・最高裁判所民事判例集41巻4号687頁参照)。

(ii) したがって、都が本件各委託契約に基づいて本件4団体に対して行った各4557万8000円(計1億8231万2000円)の概算払は、違法である。

ii 法の定める要件の充足の有無を検討することなく、委託料の概算払をしたことについて

(i) 都が概算払をすることができるのは、令162条各号、東京都会計事務規則83条1項各号に掲げる経費に限られる(法232条の5第2項)。

(ii) しかるところ、都は、令和4年度の支援事業の委託契約を締結しようとするに当たり、委託料の概算払の前提となる令162条各号、東京都会計事務規則83条1項各号の要件の充足の確認をしないまま、委託料を概算払することを内容とする令和4年度仕様書を作成し、これに基づいて本件各委託契約を締結したことがうかがわれる。

また、少子社会対策部長は、本件各委託契約を本件4団体と締結することを決定するに当たり、「公法上の契約に類した契約」として締結することにより、法232条の5第2項の制限を受けずに委託料を概算払することができると考えていたことがうかがわれる(証拠書面6)。

(なお、本件各委託契約につき、「公法上の契約に類した契約」として締結したとしても、法232条の5第2項の制限を受けずに委託料を概算払することなどできないことは、いうまでもない。)

(iii) そうすると、都は、本来ならば行うべきであった令162条各号、東京都会計事務規則83条1項各号の要件の充足の確認をする必要がないとの前提の下、これらの規定の要件の充足の有無を検討することなく、本件各委託契約に基づく本件4団体への委託料の概算払を行ったものと見ざるを得ない。

上記のように法232条の5第2項の規定を無視して概算払をすることは、同項に違反して概算払をすることとなるおそれ有するものであり、法2条16項前段、232条の3、234条2項又はこれらの規定の趣旨に反し、違法であるか、少なくとも不当である。

なお、このことは、上記概算払が、結果として、令162条各号、東京都会計事務規則83条1項各号の要件を満たすか否かによらない。

iii 法の規定に違反して、委託料の概算払をしたことについて

(i) 支援事業の実施に要する経費には、「事務、事業の用に供する土地、家屋又は物件の購入代金」(東京都会計事務規則83条1項1号)のように、都が概算払をすることができる経費も含まれ得る。

もっとも、都は、本件4団体の請求に応じて、使途を明らかにさせることなく、委託料の上限である各4557万8000円の概算払を行っているところ、この概算払の全部が適法であるためには、この委託料の全部が「概算払により支払をしなければ契約することが困難であると認められる委託に要する経費で会計管理者が別に定めるもの」(東京都会計事務規則83条1項13号)に該当しなければならぬ。

(ii) 上記「会計管理者が別に定めるもの」は、(1)「委託先が、公益法人等の信頼のおける団体であると局長又は所長がみとめるものであって、概算払による資金の交付を受けても、当該委託に要する経費以外に流用することなく、適切な会計処理を行うことができること」、(2)「委託先においては、概算払による資金を受けなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であると認められること」のいずれをも満たすものうちから、局長又は所長が概算払の必要性を認めるものとされている(10出総第2050号。証拠書面1)。

しかるところ、本件4団体は、令和2年頃の計算書類(証拠書面7、11、15、19)からうかがわれる財務状況によると、令和4年度当時、少なくとも、上記(2)の要件を満たしてい

かったことが強うかがわれる（なお、上記のとおり、少子社会対策部長は、上記東京都会計事務規則83条1項13号の要件の充足の有無を検討してすらいなかったものと見ざるを得ない。）。

(iii) したがって、本件各契約に基づいてされた本件4団体に対する概算払は、法232条の5第2項、令162条、東京都会計事務規則83条1項に違反する違法のものである。

カ 都の損害

違法又は不当な本件各委託契約の締結及びこれに基づく委託料の概算払により、都には、概算払された委託料の総額である1億8231万2000円（＝4557万8000円×4）の損害が生じている。

仮にそうでないとしても、都は、2600万円程度の経費で令和4年度の支援事業を適切に実施することができる団体と委託契約契約を締結することができたことからすると、都には、少なくとも、7831万2000円（＝（4557万8000円－2600万円）×4）の損害が生じている。

(令和5年3月17日收受 主張補充書)

ア 令和5年3月3日付け住民監査請求書によって行い、同月6日付けで受け付けられた、東京都の以下の(ア)及び(イ)の各財務会計行為が違法又は不当であるとする住民監査請求につき、請求人は、以下のとおり主張を補充する。

(ア) 法人A、法人B、法人C及び法人Dとの間で、令和4年度の東京都若年被害女性等支援事業の委託契約を随意契約により締結したこと

(イ) 上記各委託契約に基づき委託料の概算払をしたこと  
以下では、略称は、上記住民監査請求に係る住民監査請求書の例による。

イ 法人Aに対する委託料の概算払が違法であること

(ア) 法人Aは、令和4年3月末当時の正味財産の額が6995万4113円であったこと（証拠書面24）からすると、年度の途中で4557万8000円の委託料の仮払を受けなかったとしても、令和4年度に支援事業を受託して実施することができた可能性が高い。

(イ) したがって、法人Aは、令和4年度において、上記4557万8000円の委託料を受けなければ、支援事業の「実施が明らかに困難であると認められる」状態にはなく、10出総第2050号（証拠書面1）(2)の要件を満たさなかったから、東京都会計事務規則83条1項13号の要件も満たさなかった。

それにもかかわらず法人Aに対して行われた上記4557万8000円の委託料の概算払は、違法である。

ウ 法人Bに対する委託料の概算払が違法であること

(ア) 法人Bは、令和3年10月末当時の流動資産の額が1億4765万7276円（うち現預金1億1369万9740円）、流動負債の額が1億1627万8189円であったこと（証拠書面25）からすると、年度の途中で4557万8000円の委託料の仮払を受けなかったとしても、令和4年度に支援事業を受託して実施することができた可能性が高い。

また、法人Bは、令和3年度には事業計画書における事業所要額及び概算払される委託料を2600万円として支援事業を受託して実施しているところ、令和3年10月末当時の正味財産の額が3601万7876円であったこと（証拠書面25）からすると、経費の額を同年度と同額の2600万円程度に抑えた場合、年度の途中で委託料の仮払を受けなかったとしても、令和4年度に支援事業を受託して実施することができた可能性は更に高い。

(イ) したがって、法人Bは、令和4年度において、上記4557万8000円の委託料を受けなければ、支援事業の「実施が明らかに困難であると認められる」状態にはなく、10出総第2050号（証拠書面1）(2)の要件を満たさなかったから、東京都会計事務規則83条1項13号の要件も満たさなかった。

それにもかかわらず法人Bに対して行われた上記4557万8000円の委託料の概算払は、違法である。

エ 法人Cに対する委託料の概算払が違法であること

(ア) 法人Cは、令和4年3月末当時の流動資産の額が1133万0847円（うち現預金1069万2820円）であり、流動負債の額が565万0126円であったこと（証拠書面27）からすると、年度の

途中に4557万8000円の委託料の仮払を受けなかったとしても、令和4年度に支援事業を受託して実施することができた可能性がある。

また、法人Cは、令和3年度には事業計画書における事業所要額及び概算される委託料を2600万円として支援事業を受託して実施しているところ、令和4年3月末当時の正味財産の額が1143万9122円であったこと(証拠書面27)からすると、経費の額を同年度と同額の2600万円程度又はそれ以下に抑えた場合、年度の途中に委託料の仮払を受けなかったとしても、令和4年度に支援事業を受託して実施することができた可能性は高くなる。

(イ) したがって、法人Cは、令和4年度において、上記4557万8000円の委託料を受けなければ、支援事業の「実施が明らかに困難であると認められる」状態にはなく、10出総第2050号(証拠書面1)(2)の要件を満たさなかったから、東京都会計事務規則83条1項13号の要件も満たさなかった。

それにもかかわらず法人Cに対して行われた上記4557万8000円の委託料の概算払は、違法である。

オ 法人Dに対する委託料の概算払が違法であること

(ア) 法人Dは、令和4年3月末当時の正味財産の額が3億5442万1665円であったこと(証拠書面29)からすると、年度の途中に4557万8000円の委託料の仮払を受けなかったとしても、令和4年度に支援事業を受託して実施することができた可能性が高い。

(イ) したがって、法人Dは、令和4年度において、上記4557万8000円の委託料を受けなければ、支援事業の「実施が明らかに困難であると認められる」状態にはなく、10出総第2050号(証拠書面1)(2)の要件を満たさなかったから、東京都会計事務規則83条1項13号の要件も満たさなかった。

それにもかかわらず法人Dに対して行われた上記4557万8000円の委託料の概算払は、違法である。

令和3年3月当時の流動資産が1億3567万8507円(うち現預金11994万0470円)であり、令和2年度3月期の経常収益は5720万7519円、経常費用は4066万6188円であった

(証拠書面19の2頁から3頁、証拠書面29)。

(ウ) このことからすると、法人Dは、令和4年度中に4557万8000円の委託料の概算払を受けなかったとしても、同年度に委託された支援事業の実施をすることが十分に可能であったと考えられる。

なお、法人Dは、令和3年12月に2600万円の委託料の概算払を受けることにより、令和3年度に委託された支援事業の実施をすることができていた。

(エ) したがって、法人Dは、令和4年度において、上記4557万8000円の委託料を受けなければ、支援事業の「実施が明らかに困難であると認められる」状態にはなく、10出総第2050号(証拠書面1)(2)の要件を満たさなかったから、東京都会計事務規則83条1項13号の要件も満たさなかった。

それにもかかわらず法人Dに対して行われた上記4557万8000円の委託料の概算払は、違法である。

カ 委託契約を「公法上の契約に類した契約」として締結したとしても、契約に関する法の規定の適用を受けないものではないこと

参議院議員の質問に対する内閣の令和5年3月10日付けの答弁によると、法234条1項に規定する「売買、貸借、請負その他の契約」は、特定の契約を除外しているものではない(証拠書面30、31)。

したがって、委託契約を「公法上の契約」又は「公法上の契約に類した契約」として締結したとしても、契約に関する法の規定の適用を受けないことにはならない。

(令和5年4月6日收受 主張補充書(2))

ア 請求人が令和5年3月3日付け住民監査請求書によって行い、同日6日付けで受け付けられた、東京都の以下の(ア)及び(イ)の各財務会計行為が違法又は不当であるとする住民監査請求(4監総第1028号)につき、請求人は、以下のとおり主張を補充する。

(ア) 法人A、法人B、法人C及び法人Dとの間で、令和4年度の東京都若年被害女性等支援事業の委託契約を随意契約により締結したこと

(イ) 上記各委託契約に基づき委託料の概算払をしたこと

以下では、略称は、従前の例による。

イ 本件各委託契約の締結が法令に違反すること(追加)

(ア) 都を当事者とする契約を締結する権限は都知事が有し(法147条)、都知事の委任がある場合に限り、その管理に属する行政庁がこれを行使する(法154条2項)。

令和4年度の支援事業に係る本件各委託契約を福祉保健局長が締結するためには、その委託料の上限額が1000万円以上であることから、東京都契約事務の委任等に関する規則3条2項2号の「委託契約で、知事が指定する契約以外のもの」に該当しない限り、財務局長を経て都知事に申請し、その委任を個別的に受ける必要があった(同規則13条)。

(イ) 育成支援課長代理であった職員Xは、福祉保健局長が本件各委託契約を締結する権限の委任を受けていることを前提に、同契約の締結に関する文書を起案し、同契約の締結に関する決定を少子社会対策部長に行わせたが(証拠書面6)、報道されているところによると、福祉保健局長は、本件各委託契約を締結するために必要な都知事からの個別的委任を受けていなかったとのである(証拠書面40)。

(ウ) そうすると、本件各委託契約(証拠書面8、12、16、20)は、締結の権限を有しない福祉保健局長が都知事の名義を冒用して締結したものであるから、その効果は都に帰属しない。なお、現在までに、福祉保健局長による本件各委託契約の締結を都知事が追認したとの事実は報道されていない。

(エ) 本件各委託契約の効力につき、Y副知事(当時。以下「Y副知事」という。)は、「契約自体は地方自治法に反しておらず」、「契約締結権限については、事業の性格上『個別的委任』が認められる契約であり、実質的な委任の要件を満たしている」旨答弁したとの報道がある(証拠書面40)。

しかしながら、本件各委託契約の締結は、福祉保健局長が、都知事から委任を受けていない権限を行使して行ったものであるから、法147条、153条2項の規定に違反することが明らかである。「事業の性格上『個別的委任』が認められる契約」であるとす

り、「実質的な委任の要件を満たしている」としたりするY副知事の答弁の趣旨は不明であるが、本件において、締結権限の個別的委任がされていないのに、契約の効力が都に帰属すると考えるべき理由はない。

(オ) 本件各委託契約の締結が違法であり、その効力が都に帰属しないことは、これに基づく委託料の概算払の違法又は不当と相まって、本件4団体に対し、概算払した委託料の返還を直ちに請求すべき事情となる。

ウ 本件4団体は、令和3年度予算の上限(2600万円)の範囲内で令和4年度の支援事業を実施することができたこと

(ア) 本件4団体は、令和3年度には事業所要額を2600万円として支援事業を行ったが(証拠書面32、34、36、38)、令和4年度には事業所要額を457万8000円とする事業計画書(証拠書面33、35、37、39)を提出し、同額を都に請求してその概算払を受けた(証拠書面9、10、13、14、17、18、21、22)。

(イ) 既に述べたとおり、本件4団体は、その財務状況に照らし、令和4年度当時、同年度の支援事業に係る本件各委託契約について、「概算払いによる資金を受けなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であると認められる」状況にはなかった(住民監査請求書20頁、令和5年3月15日付け住民監査請求に関する主張補充書1頁から4頁)。

(ウ) 仮にそうでないとしても、本件4団体は、令和3年度の支援事業を2600万円の子算で実施しているのであるから、令和4年度の支援事業についても、令和3年度のものと同程度の規模とすることにより、同額の子算で実施をすることができたはずである。

そうすると、本件4団体は、2600万円の概算払を受けることにより、令和4年度の支援事業を実施することが可能であり、45万78000円の概算払を受けなければ「委託事業の実施が明らかに困難であると認められる」とはいえなかったこととなる。

(エ) よって、本件4団体のそれぞれにつき、少なくとも、上記45万78000円の概算払のうち2600万円を超える部分(195

7万8000円)は、法232条の5第2項、令162条、東京都会計事務規則83条1項に違反し、違法である。  
 エ 監査委員は、法242条4項に基づく催告を行うべきこと。

(ア) これまでに述べたとおり、本件各委託契約に基づく概算払は違法である。

(イ) 現在の都の規則は、概算払の精算の際に領収書等の支出の事実及びその趣旨を明らかにする客観的資料の提出を求めている(東京都会計事務規則83条2項)。

そのため、本件各委託契約に基づく概算払を有効なものとして精算を行った場合、実際には支出されておらず、又は、支出されていたとしても令和4年度の支援事業の実施に必要ではなかった経費が、誤って、同事業の経費と認められるおそれがある。

(ウ) 上記精算が行われた場合、本件4団体に概算払された金銭のうち令和4年度の支援事業の経費と認められた額につき、都に返還する義務がないとの外観が生ずることから、当該額の金銭が他の団体等に流出し、都は、監査委員の催告(法242条5項)又は住民訴訟によっても、その返還を求めることができなくなるおそれがある。

そのため、上記精算により、都には、回復の困難な損害が生ずるおそれがある。

(エ) しかるところ、令和4年度の支援事業は既に終了しており、上記概算払が有効であるとした場合の精算の権限を都知事から委任された福祉保健局長(東京都会計事務規則5条)又はこの精算に関する事案を決定するものとされた育成支援課長(東京都事案決定規程4条、福祉保健局事案決定実施細目)により、いつ何時上記精算が行われ、上記回復の困難な損害が都に生ずるおそれがある。

(オ) よって、上記回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるから、監査委員は、法242条4項に基づき、本件各委託契約に基づく委託料の概算払についての精算を停止すべきことを、都知事、福祉保健局長及び育成支援課長に催告すべきである。

オ 監査委員が法242条5項に基づき行うべき催告  
 監査委員は、都知事に対し、4557万8000円(又は、少なくとも

も1957万8000円)の返還を本件各団体のそれぞれに請求することを催告すべきである。

(2) 措置要求

ア 本件各委託契約は無効であるから、都は、直ちに、本件4団体に対し、同契約に基づいて概算払をした委託料の全額の返還を求めらるべきである。

イ 都は、仮に、本件各委託契約を有効と判断する場合であっても、同契約に基づく委託料の概算払は違法であるから、直ちに、本件4団体に対し、概算払をした委託料の全額の返還を求めらるべきである。

都は、本件各委託契約に基づき、本件4団体に対し、令和4年度の支援事業の実施に要した経費を支払うべきであったとしても、いったん、上記概算払をした委託料の全額の返還を受け、本件各委託契約の期間が終了した後に、支出の事実及び支援事業の実施に必要な経費を領収書等の客観的資料に基づき確認することのできる経費に限り、支払を行うべきである。

ウ 上記のとおり、本件各委託契約に基づく委託料の概算払については、少なくとも、東京都会計事務規則83条1項13号、10出総第2050号(証拠書面1)(2)の要件を満たさず、違法であることが明らかである。したがって、都は、この概算払を有効なものとして、精算を行うべきではない。

また、上記概算払につき、ひとたび精算が行われた場合、委託料として本件4団体に支払われた合計1億8231万2000円にも上る公金が他の団体に逸出するなどして、都に、住民訴訟によっても回復の困難な損害が生ずる現実的なおそれがある。

この損害を避けるための緊急の必要があることから、監査委員は、法242条4項に基づき、育成支援課長に対し、同条5項の手続が終了するまでの間、本件各委託契約に基づく委託料の概算払についての精算を停止すべきことを催告すべきである。

なお、上記精算を停止することによって、人の生命又は身体に対する重大な危害の発生防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれはない。

**4 請求の要件審査**

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

**第2 監査の実施**

**1 監査対象事項**

本件請求において請求人が主張する、令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託の契約手続及び概算払の決定は、法令等に基づき適正に行われているかについて監査対象とする。

**2 監査対象局等**

福祉保健局を監査対象とした。

**3 証拠の提出及び陳述等**

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年4月13日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠を提出し、同日、監査委員は、請求人及び監査対象局職員  
の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき両者を立ち会  
わせ、請求人に対し、監査対象局職員の陳述に対する意見の聴取を行った。